

平成 1 4 年第一回都議会定例会

監査委員報告

平成 1 4 年 2 月 2 0 日

監査委員を代表いたしまして、過去 1 年間に実施した監査結果について、ご報告申し上げます。

都は、依然として厳しい財政状況の中、「財政再建推進プラン」に基づき引き続き内部努力や施策の見直しなどに取り組むとともに、都の事業を対象として行政評価を実施するなど行財政改革を着実に推進しております。

また、首都東京を再生させ、都市の活力を大きく高めていくことが都政の喫緊の課題であるとし、都政の基本となる「東京構想 2000」に基づき各種施策の推進を図っていくこととしています。

私達監査委員は、このような状況を十分に認識し、都政の効率的・効果的な執行を図る上で、平成 13 年度の監査に当たっては、一昨年 7 月にまとめた「監査委員監査のあり方検討委員会報告」に示された各種の改善策の着実な実現の下に監査委員監査のチェック機能をより一層強化し、予算執行の適正性はもとより、各種事務事業について、投下した経費に見合うだけの効果を上げているか、所期の目的は達成しているかなどについて積極的に評価・検証を実施してまいりました。

この 1 年間に実施いたしました、各種監査の結果、予算及び各種事務

事業は、全体としては適正に執行されているものの、なお、一部に是正・改善すべき事項が見受けられましたので、指摘及び意見等を表明いたしました。

以下、各種の監査の実施状況についてご報告申し上げます。

まず、第一に、定例監査でございます。

都の事務の執行及び経営に係る事業の管理が、最少の経費で最大の効果を上げているかどうか特に留意し、予算科目別に広く財政全般にわたり、予算の計上、執行等が、法令等の趣旨に沿って適正に行われているか、有効かつ効率的に執行されているかを主眼として、実施するものでございます。

平成13年度の定例監査の実施に当たりましては、重点的に監査する事項として、「廃棄物の処理」を取り上げ、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの促進を図り、循環型社会の実現に向けて、都は排出事業者としての責任を着実に果たすため、自らの責任において適正に処理しているかについて検証いたしました。

この定例監査の主な指摘事項等についてご紹介しますと、

まず、重点監査事項につきましては、産業廃棄物の収集・運搬又は処分を他人に委託する場合には、収集・運搬については運搬許可業者に、

また、処分については処分許可業者にそれぞれ委託しなければならないとする、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項の規定に反した契約が行われているものなど29局中14局において、不適切な事例が見受けられました。

そこで、環境行政を積極的に推進する都の立場から見ると、廃棄物排出事業者としての責任を十分に果たしていないことから、指摘を受けた各局においては、このような都の立場を十分に認識し、廃棄物の処理について適切な対応を行うよう強く求めたところでございます。

次に、都市計画局ほか8局における積算基準の作成方法等について見たところ、建設局が決定した積算基準をそのまま採用しており、表紙を自局名に差し替えた印刷請負契約を建設局が契約した同一の業者と別途締結しています。

平成12年度積算基準の印刷請負契約について、たとえば、共通編では、建設局の単価が2,950円であるのに対し、局により単価が、3,480円から8,660円と割高な金額となっております。

そこで、積算基準の印刷に当たっては、関係局分も含め、建設局で一括して印刷する方法を採ることなどにより、経費の節減及び事務の効率化が図れることから、改善意見を付したところです。

このほか、固定資産税・都市計画税に係る同一画地の認定を誤り、課

税不足となっているもの、施設使用料の滞納がありながら、適切に処理されていないもの、介護支援専門員実務研修に係る研修費用の受益者負担を図るべきものなど、収入、支出に関する事務処理に適切を欠くもの、経済性や効率性の面で問題があると思われるものなど合計 80 件を指摘いたしました。

次に、事業評価手法による行政監査についてでございます。

この監査は、平成 13 年度に初めて取組んだもので、従来の監査とは異なり、都の主要事業について、事業評価手法を取り入れ、個別に事業を評価することを試みたものでございます。

監査の実施に当たりましては、事業が、所期の目的を達成しているか、所期の成果を挙げているか、事業の見直しが適切に行われているかなどを主眼とし、10 の事業を選定し、個々の対象事業それぞれに着眼点を定め検証したものでございます。

この監査における評価結果をいくつかご紹介します。

・まず、「応急給水槽の建設・維持管理事業」についてですが、新たな応急給水槽は、すでに数多く建設されていることから、建設効率が大変悪くなっております。

そこで、費用対効果の面から、建設計画の廃止を含めた見直しを行う

べきである、といたしました。

・次に、「低公害車の普及促進事業」についてですが、平成11年度末の電気自動車等の4大低公害車の普及状況を見ると、自動車公害防止計画に定める平成17年度の目標台数を達成することが難しいものとなっております。

そこで、窒素酸化物等の削減目標の達成に向けて、実現可能な計画設定を行うなど、その見直しについて検討する必要がある、といたしました。

・次に、「青海コンテナふ頭整備事業」において、青海コンテナふ頭の新たなバース等の整備に伴い、取り扱うコンテナ貨物が増加することが見込まれますが、コンテナヤードの拡張が限界に達しています。

そこで、ターミナルゲートの24時間365日フルオープン化を行い、荷役作業時間を拡大するなど、港湾設備の効率的な運営を行う必要がある、といたしました。

次に、平成12年度の決算審査について申し上げます。

決算審査は、知事から依頼を受け歳入・歳出決算書等の決算諸表につきまして、決算計数に誤りはないか、予算執行について、法令に従って適正に行われているかなどを主眼に審査を行い、意見を付したものであ

ります。

出納長所属各会計については、提出された決算諸表が、適正に表示されていることを確認しましたが、財産に関する調書の計数の一部について、出資による権利 7 億 5 , 0 0 0 万円の登載漏れが判明したことなど、1 3 局 3 2 件の誤りが認められ、是正を求めたところでございます。

また、都の財政状況等を踏まえ、総括的な意見として、「この先見込まれる財源不足を解消し、強固で弾力的な財政体質を確立していくことが急務であり、スクラップ・アンド・ビルドによる新たな施策の展開、内部努力のさらなる徹底、新規財源の確保など財政構造改革を不断に推進し、自主的な財政再建を成し遂げるよう今後とも一層の努力が望まれる。」と付すとともに、各局事業に意見を付したところであります。

局別の主な意見について申し上げますと、

- ・看護婦等修学資金貸与金等の債権管理においては、毎年度、年度末残高が誤ったものとなっています。

そこで、債権管理の正しい事務処理マニュアルを作成するなど事務改善に努めるとともに、電算システムを有効に活用し、債権残高の的確な把握を求めました。

- ・青山霊園などの区部 4 霊園については、都市公園化の計画があるため、空き墓所の再貸付が行われておらず、その数は、平成 1 2 年度末現在、

3,287箇所、これは、墓地面積の約9%に及ぶ状況となっております。

そこで、霊園に公園を設けることの必要性について再検証を行い、公園化を図ろうとする規模、区域等の具体的計画を策定するとともに、空き墓所の再貸付の適否を含め、霊園の適切な管理について検討を求めたことなど、計5件に意見を付したところであります。

公営企業各会計につきましては、審査に付された財務諸表が、当該会計の経営成績及び財政状態を適正に表示していることを確認しましたが、5,290億余円の未処理欠損金を計上している臨海副都心開発事業会計、同じく未処理欠損金が5,612億余円となっている高速電車事業会計の2会計について経営改善に向け一層努力するよう具体的な意見を付したところであります。

続いて、財政援助団体等監査について申し上げます。

財政援助団体等監査は、都が補助金、交付金等の財政援助を行っている団体や資本金を4分の1以上出資している団体などが、財政援助等の目的に沿って、事業を適正かつ効率的に執行しているかどうか、また、団体の所管各局が、団体への指導監督を適切に行っているかどうか、を主眼として実施しているものであります。



主な指摘事項ですが、

・私立学校等に対する補助金について、過大に交付された約1,671万円の返還を求めたもの、

・交通局が出資している東京トラフィック開発株式会社に貸し付けている土地について、会社が他の会社に転貸し、多額の転貸差益を経常利益としていることの見直し検討を求めたもの、

・写真美術館において、インターネットを活用した情報収集手段を検討し、経費削減を図ることを求めたもの、

など、計73件の指摘をするとともに、

・新都市建設公社の経営の観点から、今後の用地取得のあり方について見直しを検討すべきであるとしたもの

など、計11件の意見を付しております。

次に、工事監査について申し上げます。

工事監査は、都の施工している工事について、計画、設計、積算、施工等の各段階において不経済な支出や施工不良がないかなど、技術面から当該工事が適正に行われているかを主眼にして実施するものであります。

中央防波堤内側の既設構造物撤去工事において、土留工事が必要であ

るにもかかわらず、土留工を施すことなく掘削しており、安全管理に適切を欠いているものや、電気設備工事に関し、誤って積算が過大となっているものなど、合計 11 件の指摘をいたしました。

なお、定例監査、工事監査において指摘した収入不足や不経済支出の金額を合計いたしますと、約 4,482 万円となります。

これら指摘事項については、各局において、工事期間中のものも含め早急に是正・改善するよう求めたところであります。

最後に、住民監査請求について申し上げます。

住民監査請求は、住民が執行機関や職員による財務会計上の行為に、違法又は不当な行為があると認めるとき、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずることを請求するものでございます。この 1 年間に公金支出に関するもの 16 件、その他 9 件の合計 25 件の請求がございました。

その結果は、地方自治法に定められている住民監査請求の要件を欠いていることから、監査を実施せず、いわゆる却下したものの 12 件、監査を実施したもののうち、措置すべき事項を執行機関に勧告したものが 3 件、違法・不当とする請求人の主張には理由がないことから、いわゆる棄却したものが 10 件であります。

本報告で述べた監査において監査対象としたものは、定例監査では本庁・事業所あわせて512箇所、行政監査では総務局ほか11局、財政援助団体等監査では248団体及び所管局、工事監査では財務局ほか16局及び島しょ関係部所でございます。また、決算審査の対象は、出納長所属の一般会計及び18の特別会計ほか、病院会計など12の公営企業会計でございます。

この1年間の監査の実施状況について述べてまいりましたが、執行部局においては、これらの監査結果に十分留意し、今後の事務の適正かつ効率的な執行に、一層の努力を望むものであります。

なお、平成11年度及び平成12年度に実施した監査の結果、執行機関に是正改善を求めていた170件のうち165件について、措置を講じた旨、通知がありました。

以上、監査結果について、報告してまいりましたが、私達監査委員は、監査の専門性のさらなる向上に努め、都における行財政運営の適正性を確保するという監査委員監査の基本的な使命を改めて認識し、都民の信

頼に伝えていきたいと考えております。

今後とも、都民の期待に応えるべく監査業務の遂行に万全を期してまいります。

以上をもちまして監査結果の報告を終わります。

(注) 本文は、口述筆記ではありませんので、表現  
その他に若干の変更があることがあります。



(注) 本文は、口述筆記ではありませんので、表現  
その他に若干の変更があることがあります。